

## 平成24年度第 1 回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：平成 24 年 7 月 18 日（水） 10：00～11：00

開催場所：石狩市役所 3 階 庁議室

出席者：住谷浩、松永昭司、池田京子、南場征哉、堀弘子、矢藤良雄、熊谷美香、溝口秀夫  
若林厚一郎

欠席者：新海節

事務局：大塚財政部長、中西財政課長、岡主任主査

傍聴者：なし

### 【開 会】

○中西： みなさんおはようございます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日出席予定の委員のみなさまお集まりいただきましたので、定刻前ではございますが、さっそく「使用料、手数料等審議会」を開会させていただきたいと思っております。

私、事務局を務めます財政課長の中西と申しますのでよろしくお願い申し上げます。  
となりが財政課の岡です。

○岡： 岡といいます。よろしくお願い申し上げます。

○中西： 開会に先立ちまして、財政部長の大塚より一言、ご挨拶を申し上げます。

○大塚： みなさんおはようございます。財政部長の大塚と申します。本日は、お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。また、皆様には、日頃から本市の市政全般にわたり多大なご尽力を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。今日は委員改選後の初めての審議会開催になります。昨年の改選時には、皆様に委員の職を快くお引き受けいただき、あるいは応募をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本審議会は、条例により平成 13 年度に設置したものでございます。これまで、本市の使用料・手数料等については、原価計算によるコスト算定を基礎に持ちながら、また一方で、受益者の大きな負担にならぬよう意を配しながら、料金設定の検討を行ってきたところであります。

現行の料金設定は、前回の平成 22 年度の見直しにより、全面改定されたものとなっております、それ以降現在まで、約 2 年が経過している状況でございます。

料金改定という言葉には、一般的に値上げというイメージがどうしても支配的になりがちでございますが、今回の見直しは、受益と負担の検証をしっかりと行い、大きくバランスを欠いているものについて、今後のご審議を踏まえ、現行維持なのか、あるいは値上げが必要なのか、また値下げが必要なのか、これについて決定して参りたいと考えております。

本日は、見直しにかかる基本方針、それからスケジュール等についてご説明させていただきますが、委員各位におかれましては、今後のご審議において、使用料、手数料が本市の貴重な財源であること、そして、その一方で現状に即した設定になっているかどうかなど、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中西： それでははじめに、本日の会議につきましては、昨年 8 月にみなさまに委員の委嘱をさせていただいた後、初めての開催となりまして、会長・副会長がまだ選出されておられません。大変恐縮ですが、会長を選出するまで、事務局のほうで会議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会長、副会長の選出につきましては、「石狩市使用料、手数料等審議会条例」に基づきまして、委員の互選により選出することとなっておりますけれども、今回新たに加わって頂いた方もおります。簡単に、皆様に自己紹介をいただきたいと思っております。今、委員の名簿を配付させていただいております。

すが、本日、一番上の新海委員が都合により欠席をされております。その次、住谷委員から順に並んで頂いておりますので、順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員自己紹介】

【会長・副会長選出】

○中西： ありがとうございます。それでは、会長、副会長の選出を議題といたします。選出方法について何かご意見等ございますか。

○松永委員： 事務局のほうで案はありませんか。

○中西： ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、会長に住谷委員、副会長に松永委員を推薦させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、会長に住谷委員、副会長を松永委員をお願いしたいと思います。

会議の進行につきましては、このあと住谷会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○住谷会長： ただいま会長に承認されました住谷でございます。2年前に退職して、今、石狩市民としてとにかく石狩を楽しく住めればよいという思いでいっぱいです。ご協力よろしく願いいたします。

○松永副会長： 私は石狩にずっと住んでおりまして、税理士をやっております。使用料、手数料の話については、みなさんと大いに一生懸命やりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○住谷会長： それでは、「石狩市使用料・手数料等設定の基本方針について」及び「使用料、手数料改定に係る手続及び今後のスケジュールについて」を一括して議題といたします。  
はじめに、事務局より説明をお願いいたします。

○岡： それでは、先日送付いたしました資料について、ひととおり目を通して頂いていると思いますけれども、わたくしのほうから簡単に説明させていただきます。

まず、資料 1、石狩市使用料、手数料等設定の基本方針についてご説明いたします。

1 基本的な考え方 から、7 その他の受益者負担 まで7つの項目となっております。

1 基本的な考え方 では、受益と負担の公平性を確保する必要性があること、また、時間の経過によって生じるかい離を解消するためには定期的な検証が必要であるということをうたっています。

2 使用料・手数料等設定の基本方針 では、①から④の4項目において、①料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。②行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。③受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。④定期的な料金見直し(料金改定サイクル)の実施を概ね3年ごととすること の4項目を基本として使用料及び手数料を設定することとしています。

この4項目についてももう少し具体的にしたものが、3以降の項目になっておりまして、3 使用料の設定について では、使用料の設定に係る原価算定対象経費や費用算定方式、受益者負担率の設定、サービスの分類、目的外利用等の取り扱い、費用算定結果と料金決定について、の6項目によって使用料を設定することとしております。

4 手数料の設定 では、①から③までの3項目により手数料を設定することとしています。

5 上限改定率の設定 では、改定率の上限を1.5倍から2.0倍とすること、また、近隣各市の状

況にも配慮することとしております。

6 料金改定サイクル では、概ね3年ごとに見直し作業を行うこととしております。

最後に7 その他の受益者負担 ですが、ここでは、使用料、手数料以外の受益者負担についても、この基本方針の内容を踏まえながら、適切に対応することとしております。

以上で、資料1の説明を終わらせていただいて、次に、資料2 使用料、手数料改定スケジュールについて説明します。

表を見ていただいて、この表のとおり今後進める予定となっております。この中で、ローマ数字Ⅲの項目が、本日みなさんにお集まりいただいている審議会になっております。第2回を来年の2月頃予定しております。ここで使用料、手数料の見直しについて諮問させていただき予定となっております。諮問事項については現在実施準備中ですが、実態調査を市役所内で行いたいと思っております。その結果を踏まえて12月には改定案を決定し、みなさんに資料を事前配付したいと考えております。その後審議に3カ月、平成25年度に入りまして5月に答申をいただければというスケジュールとなっております。その後、パブリックコメントを経て議会に諮り、平成26年4月改定実施を予定しております。

以上、簡単ですが私からの説明を終わります。

#### 【質疑応答】

○住谷会長： ありがとうございます。今までの説明で何かご質問、それから、もう少し詳しく説明してほしいなど要望ありませんか。

○堀委員： 5ページの上限改定率の設定のところですが、改定率の上限を1.5から2.0倍に設定しますっていうのはどういう意味でしょうか。

○中西： これにつきましては、その前のページまででお示しさせていただいている料金の算定の方法で、おそらくこういった例はほぼ無いとは思いますが、実際算定すると3倍、4倍の金額にしないといけないという数字が出てきた場合、利用者の負担が急に大きくなりすぎないように、2倍以内の範囲の中で、段階的に改定するような形にしましょうという意味になります。

○堀委員： それは、そういう状況が起こったときに上げるということでしょうか。

○中西： そうです。そういうケースはほぼ無いとは思いますが、これから改めて検証作業をします。その中で出てきた場合には、適用して、どうするか考えることになります。

○溝口委員： 5のところに利用者という言葉がありますが、利用者の範囲はどの辺を言うのでしょうか。

○中西： 直接的に使っている方ということになります。

○溝口委員： たとえば、スポーツ施設に多いと思いますが、中には7割まで札幌市民が使っているような施設の場合は、この7割も、それと石狩市民も利用者ということですね。

○中西： はいそうです。

○溝口委員： わかりました。

○住谷会長： 今の関連ですが、市民と市民以外では料金などに違いがあるのでしょうか。違うものもあるのでしょうか。

○中西： 基本的には、違いはないです。

○溝口委員： 関連して、石狩市くらしの手帳にいろいろ載っていますけれども、火葬場の料金が市民の場合と市民以外が違いますけど、なぜ火葬料だけ市民と市民以外の設定があるのでしょうか。

○矢藤委員： これから資料を作って、市民とか市民以外とか、いろいろな考え方があるといふことも含めて、次の段階で審議する、検討するということではないですか。

○住谷会長： スケジュールのことで伺いたい。答申するまでの審議会数というのはどのくらいでしょうか。

○中西： 諮問が来年 2 月とさせていただいて、答申は 5 月としておりまして、この 2 回で諮問・答申という形をお願いしたいと思います。諮問は来年 2 月ということになってはいますが、できるだけ早い段階で資料等含めてお示しさせていただいて、2 月諮問、5 月に最終答申というような、回数的には少ない形になりますが、そのような形をお願いしたいと考えております。

今回対象となる使用料、手数料の項目については参考資料の中で一覧表として示しておりますが、全てが改正の対象となるとは見込んでおりません。現在の料金体系が 22 年 4 月スタートで現在 3 年目を迎える状態ですので、おそらくそれほど大きく変更になるものはないのではないかと考えております。

○住谷会長： 2 月の審議会が中心で、そこで、今日出していただいたご意見なども加わる形になるということですね。

○矢藤委員： 参考資料の体育施設、スポーツ広場で使用料が設定されておりまして、括弧内にソフトボール場、サッカー場、照明とありますけれども、スポーツ広場には芝生部分が真ん中であって、そこは使用料が設定されていないのです。今はとても少年サッカーが盛んですから、どうしても土よりも芝のほうがよいということのようですが、整備面から言うと大人が使うと良くないので、小学生以下の子供、かつ市内ということを条件に使ってもらっている。今はそういう使い方が頻繁になってきていますから、使用料を設定するかしないかを次の段階で審議してもらいたい。

○住谷会長： 今は対象になっていないということですか。

○矢藤委員： 条例にないので使用料はとれません。

○中西： 団体からの代表ということで来ていただいている方もいますので、各施設の管理を行っている団体もあると思います。その中で、料金体系が不適切であるとかご意見があるようなケースは、差し支えなければ、関係所管ともお話していただいて、我々も所管と調整させていただき、その中で来年 2 月に改めて諮問という形で進めたいと思いますので、他にご意見等ありましたら、事前に事務局や所管にご連絡いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

○住谷会長： 今日じゃなくてもよいでしょうか。

○中西： 後日で結構です。

○矢藤委員： 9 月から 11 月くらいまでに資料をもらえますよね。その中に入れてもらえるということでしょうか。

○中西： 年内くらいまでに事務局と所管で打ち合わせをして、諮問する内容をまとめたうえで、提示したいと考えております。

○住谷会長： 資料としては事前に配付してもらえますね。

○中西： 2月の諮問の前段にはお届けできるように進めたいと思います。

○住谷会長： それを受けて、各団体の方、他の方も含めて質問したり確認したりできるというスケジュールになっているということですね。よろしくをお願いします。

○中西： 最後に、議事録については会議内容を要約して作成し、会長に確認・署名していただいて確定することとしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○住谷会長： 今日の会議はこれで終わります。次回は、資料は事前に2月前に頂けるとありますが、2月まで会議はございませんので、その間各団体のほうでは要望だしたり確認したり出来る範囲でやっていただきたいと思います。それでは本日はこれで終わりたいと思います。  
どうもありがとうございました。

議事録確定 平成 24 年 月 日

石狩市使用料・手数料等審議会

会 長 \_\_\_\_\_